

国海員第291号
令和5年10月26日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第440号

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則を別紙1及び2のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）により、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）の一部が改正され、入管法第61条の2において、紛争避難民など、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）上の難民ではないものの難民に準じて保護すべき者を保護するために、補完的保護対象者[※]の認定制度が創設された。また、同条第5項では、補完的保護対象者と認定された者に対して、補完的保護対象者認定証明書を交付することが規定された。

現行の船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）では、外国人の船員手帳の交付申請時に必要な添付書類が規定されており（第29条第1項及び第2項）、なかでも日本国外の地域へ赴く航海に従事する船舶に乗り組む難民については、難民認定証明書を提示する場合、当該国の領事官の証明書の添付を要さないこととされている（同条第6項）。

今般の入管法一部改正における補完的保護対象者認定制度の創設を踏まえ、日本国外の地域へ赴く航海に従事する船舶に乗り組む補完的保護対象者についても、補完的保護対象者認定証明書を提示する場合、当該国の領事官の証明書の添付を要さないこととする。

※難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約に規定する理由であること以外の要件を満たす者

2. 概要

- (1) 日本国外の地域へ赴く航海に従事する船舶に乗り組む補完的保護対象者について、補完的保護対象者認定証明書を提示する場合、当該国の領事官の証明書の添付を要さないこととする。
- (2) その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年12月1日
施 行：公布の日

出入国管理及び難民認定法改正の概要

- ✓ 現行の出入国管理及び難民認定法においては、紛争避難民など条約上の難民(※)に準じて保護すべき者を保護する制度がなく、法務大臣の裁量で保護していたところ、より確実に保護する制度の構築が必要。
 (※)条約上の難民=①人種②宗教③国籍④特定の社会的集団の構成員⑤政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそれを望まないもの
- ✓ このため、条約上の難民の要件のうち、迫害を受けるおそれの理由以外の要件を満たす者として「補完的保護対象者の認定制度」を新たに創設(令和5年12月1日施行)。これにより、ウクライナ避難民など、難民に準じて保護すべき者を一層確実に保護することが可能。

船員法施行規則改正の内容

現 行

見直し後

第29条第2項

外国人に対する船員手帳の交付申請時に必要な提示書類を規定

①在留カード
 ②特別永住者証明書
 ③旅券(+当該国領事官証明書の添付)
 のいずれか

同 左

第29条第6項

添付書類の特例を規定

上記の③において、外国人が難民である場合には、当該国領事官証明書の添付に代えて、難民認定証明書を提示

外国人が難民又は補完的保護対象者の場合には、当該国領事官証明書の添付に代えて、**難民認定証明書又は補完的保護対象者認定証明書**を提示

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

旅客船の総合的な安全・安心対策を講じることにより海上旅客運送の安全を図るとともに、安定的な国際海上輸送の確保等を図ることを目的とした「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 5 月 12 日に公布されたところ。

改正法による改正内容の中で、旅客名簿及び特定教育訓練制度に関する改正に関しては、改正法の公布後 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されること、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

（1）旅客名簿に関する規定の削除（規則第 12 条関係）

改正法により、旅客名簿に関する規定については船員法（昭和 22 年法律第 100 号）から削除し、海上運送法にて新たに規定することとされたことから、旅客名簿に関する規定である規則第 12 条を削除することとする。

（2）小型船舶の乗組員に対する特定教育訓練制度に係る規定の整備（新設）

改正法による改正後の船員法（以下「新船員法」という。）第 118 条の 4 において、船舶所有者の義務として小型船舶の乗組員に対する特定教育訓練の実施が新たに規定されたところ、当該訓練に係る規定の整備を行うこととする。

① 特定教育訓練の対象船舶

特定教育訓練の対象となる船舶は、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する総トン数 20 トン未満の船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。以下「旅客事業用小型船舶」という。）とする。

② 特定教育訓練の対象となる乗組員と実施時期

船舶所有者に義務づけられている特定教育訓練は、次のいずれかに該当する乗組員に対して実施することとする。

（i）当該船舶所有者の行う事業に属する旅客事業用小型船舶において初めて

③（i）又は（ii）の乗組員の職務に従事する者

（ii）当該船舶所有者の行う事業に属する旅客事業用小型船舶のその航行する海域において初めて③（i）又は（ii）の乗組員の職務に従事する者

- (iii) 当該船舶所有者の③（i）又は（ii）の乗組員の職務に従事した後、当該船舶所有者が行う事業に属する旅客事業用小型船舶において当該職務に従事しない期間が国土交通大臣が告示で定める期間以上である者
- (iv) 当該船舶所有者が行う事業に属する旅客事業用小型船舶のその航行する海域において③（i）又は（ii）の乗組員の職務に従事した後、当該海域で当該職務に従事しない期間が国土交通大臣が告示で定める期間以上である者

③ 特定教育訓練の内容（新設）

特定教育訓練は、船長、甲板部の職員又は部員及びその他の乗組員であって船舶の航行の安全の確保に関する業務を行う者の区分ごとに次に掲げる事項を内容とし、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならないこととする。

（i）船長、甲板部の職員又は部員

- イ 船舶が航行する海域の特性に関する事項
- ロ 輸送の安全の確保のための定めに関する事項
- ハ 発航前の検査に関する事項
- ニ 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に関する事項
- ホ 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項

（ii）その他の乗組員であって輸送の安全の確保に関する業務を行う者

- （i）ロ及びホに掲げる事項

④ 特定教育訓練に係る記録の作成・保存（新設）

船舶所有者は、特定教育訓練の実施年月日、特定教育訓練を受けた者の氏名、告示で定める特定教育訓練の内容を記載した記録を作成し、特定教育訓練の終了した日から3年間保存しなければならないこととする。

（3）特定小型船舶に関する規定の整備

① 特定小型船舶[※]の乗組員に対する特定教育訓練制度に係る規定の整備（新設）

新船員法第118条の5において、特定小型船舶所有者の義務として特定小型船舶の乗組員に対する特定教育訓練の実施が新たに規定されたところ、（2）

②から④までと同様の規定を整備する。

※旅客事業用小型船舶であって、総トン数5トン未満のもの又は湖、川若しくは港のみを航行するもの

② 特定小型船舶所有者に対する監督命令に係る権限の委任（規則第78条の3の2関係）

新船員法第118条の5第2項から第4項において、特定小型船舶所有者に対

する監督命令に係る規定が規定されたところ、当該監督命令について地方運輸局長が行うことができるよう規定を整備する。

(4) その他

その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年12月下旬

施 行：令和6年4月1日

法案の概要

1. 旅客船の総合的な安全・安心対策

① 事業者の安全管理体制の強化

<海上運送法>

- ▶ 小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業(例:遊覧船等)を営もうとする者は、**安全人材確保計画を作成**するものとし、当該事業に係る許可について**更新制を導入**する。
- ▶ **安全統括管理者・運航管理者に係る資格者証制度・試験制度を創設**し、事業者は**資格者証を有する者から両管理者を選任**しなければならないこととする。
- ▶ 不適格な者の参入防止のため、事業参入が事前届出となっている人の**運送をする船舶運航事業(例:海上タクシー)に登録制を導入**する。

② 船員の資質の向上

<船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法、海上運送法>

- ▶ 小型旅客船の船長となるために必要な**特定操縦免許**について講習課程の内容を拡充し、国土交通大臣は、特定操縦免許を行う際は、**乗船履歴に応じて、船舶の航行区域を限定**することができることとする。
- ▶ 小型旅客船の**船舶所有者は、船長等の乗組員に対し、海域の特性等に関する教育訓練を実施**しなければならないこととする。
- ▶ 安全統括管理者は、**小型旅客船の船長となる者が、必要な①特定操縦免許を受けていること、②教育訓練を修了していることを確認**するものとする。

③ 行政処分・罰則等の強化

<海上運送法>

- ▶ 国土交通大臣は、法令違反があった事業者に対し、**事業のための船舶の使用等の停止を命ずることができる**こととする。
- ▶ 輸送の安全確保命令に従わない事業者に対する**懲役刑の導入、法人重科の創設等**を行う。
- ▶ 事業許可の**欠格期間を現行の2年から5年に延長**する。等

④ 旅客の利益保護の充実

<船員法、海上運送法>

- ▶ 一定の海域を航行する事業者には、**旅客名簿の作成・事務所等への備置きを義務付ける**。

2. 安定的な国際海上輸送の確保

<海上運送法>

- ▶ 国土交通大臣は、**外航船舶の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定める**。
- ▶ 日本船主(※)は、**外航船舶の確保等の目標及び確保等に関する取組等を記載した計画(外航船舶確保等計画)を作成**することができることとし、当該計画が方針に適合するものである場合等には、**国土交通大臣は、認定をするものとする**。(※) 対外船舶貸渡業を営む者、対外船舶運航事業者等

安全統括管理者等の選任要件の拡充

現行

- ①一定の実務経験or ②同等の能力を有していること

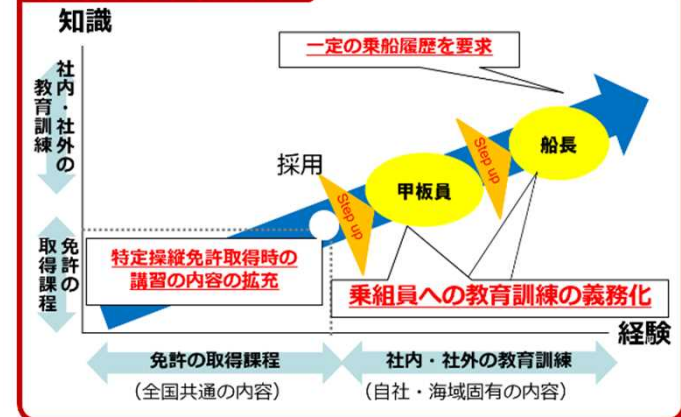


追加

試験(関係法令・海事知識等の必要な知識を確認)に合格

追加 資格者証を交付

船員の資質の向上



初任教育訓練の概要

- ✓ 小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する水域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施を義務付け。

初任教育訓練対象者

国土交通大臣が定める旅客の輸送の用に供する総トン数20トン未満の船舶※の乗組員
(当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。)

※ 従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象

対象者の具体的イメージ

小型旅客船の
船舶所有者



初任教育
訓練を実施

以下の職務で乗り組もうとする者

船長



甲板員



サービス
要員等



注：復職船員にも教育訓練を実施

初任教育訓練の基準等(検討案。以下同じ。)

船舶所有者が実施する初任教育訓練の基準について、省令及び告示にて措置予定

- 運航水域や船舶の特性に応じた初任教育訓練の実施内容(具体的な内容、時間/回数、方法等)
- 初任教育訓練の実施結果等の記録及び保存

《初任教育訓練の主な内容》

- ✓ 運航水域の特性
 - ・ 運航水域の気象海象
 - ・ 運航水域における規制
 - ・ 安全管理規程(運航基準含む)
- ✓ 緊急時対応
 - ・ 避難港
 - ・ 救命器具
 - ・ 避難誘導
- ✓ 実船実水訓練
 - ・ 操船
 - ・ 離着棧
 - ・ 無線連絡 等



初任教育訓練の具体的内容(座学相当・実船実水訓練)について

座学相当部分



運航水域の特性

- ① 気象・水象、運航水域における危険箇所
- ② 運航水域における規制

運航基準

- ③ 運航基準(運航可否判断含む)



緊急時対応

- ④ 故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応・手順
- ⑤ 落水、傷病対応
- ⑥ 避難(避難港等含む)、救命器具

実船実水訓練



実船実水訓練

- ⑦ 運航可否判断
- ⑧ 発航前検査
- ⑨ 出入港作業
- ⑩ 離・着棧(避難港等含む)、操船
- ⑪ 見張り、航海計器、業務連絡
- ⑫ 避難(避難港等含む)、救命器具